

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月30日

新潟県教育委員会

委員長 外 山 迪 子

### 新潟県教育委員会規則第5号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(課等の設置) <b>第7条</b> 本庁に次の課、室、係及び班を置く。 (1)～(7) (略) (8) 保健体育課 学校保健係 学校給食係 学校体育指導係 <u>スキー国体室</u> 2 (略)	(課等の設置) <b>第7条</b> 本庁に次の課、室、係及び班を置く。 (1)～(7) (略) (8) 保健体育課 学校保健係 学校給食係 学校体育指導係 2 (略)
(政策企画員) <b>第23条</b> 文化行政課及び保健体育課に政策企画員を置く。	(政策企画員) <b>第23条</b> 文化行政課に政策企画員を置く。
(次長等) <b>第27条</b> 教育センター、生涯学習推進センター及び <u>少年自然の家</u> に次長を、図書館、近代美術館及び 文書館に副館長を置く。 2・3 (略)	(次長等) <b>第27条</b> 教育センター、生涯学習推進センター及び <u>青少年研修センター</u> に次長を、図書館、近代美術 館及び文書館に副館長を置く。 2・3 (略)

### 附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。